



お知らせ

冬至の夜にライトダウンを

環境政策課

☎229-3212 📠229-3354

地球温暖化や省エネを改めて考えるため、皆さんの家庭でも消灯時間をいつもより早めるなどライトダウンにご協力ください。

と き 12月22日(日)20時～22時

小型特殊自動車の申告を

市民税課

☎229-3129 📠229-3331

小型特殊自動車に該当するフォーク・リフトなどや乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などには軽自動車税種別割が課税されます。これらの車両を所有している人は、軽自動車税種別割の申告をしてナンバープレート(標識)の交付を受けてください。

※軽自動車税種別割は、所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは関係ありません。

対象車両 ①農耕用小型特殊自動車(農耕トラクタ、コンバイン、田植機など) ②その他小型特殊自動車(フォーク・リフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラなど)

該当要件 ①最高速度が時速35km未満(乗用装置があるもの) ②次の全てを満たすもの

- 車両の長さ4.7m以下
- 車両の幅1.7m以下
- 車両の高さ2.8m以下
- 最高速度が時速15km以下

税率(年額) ①2,400円 ②5,900円

申告場所 市民税課または同課久居分室、各総合支所市民福祉課

申告に必要なもの 所有者の印鑑(使用者が異なる場合は使用者の印鑑も必要)、販売証明書または譲渡証明書(買主または

譲受人の住所・氏名、売主または譲渡人の住所・氏名・押印、車台番号、メーカー名、排気量などの記載があるもの)

市河芸庁舎ホールの利用を

文化振興課

☎229-3250 📠229-3344

河芸総合支所地域振興課

☎244-1700 📠245-0004

琴、笛、太鼓、舞踊、よさこいなど郷土芸能や伝統芸能の団体練習の場として利用できます。施設の利用方法や利用可能時間、団体登録など、詳しくはお問い合わせください。



令和元年分障害者控除対象者認定書の申請を受け付け

高齢福祉課

☎229-3156 📠229-3334

各総合支所市民福祉課(福祉課)

障害者控除対象者認定書は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などを持っていない人で、身体の状態が一定基準に該当する人が、所得税や市民税で障害者控除を受けるときに必要なとなる書類です。交付には申請から10日程度かかります。

対象者(いずれにも該当する人)

- 65歳以上の人
 - 要介護・要支援認定を受けている人
 - 各種手帳を交付されている人と同程度の身体または精神に障がいがあるとみなされる人
- ※各種手帳を持っている人でも、認定書を使うことでより多くの控除を受けられる場合があります。

申請者 本人または家族(同居以外の家族が申請する場合は委任状が必要)

申請に必要なもの

- 本人の介護保険証(コピー可)
- 申請者と本人の印鑑
- 保険証・運転免許証など申請者を確認できる書類

受付場所 高齢福祉課または各総合支所市民福祉課(福祉課)

受付開始日 1月6日(月)

1月の献血(400ml)

地域医療推進室

☎229-3372 📠229-3018

と き 1月9日(木)9時30分～11時20分、12時50分～16時30分

ところ 市本庁舎1階ロビー北側

対象 男性17～69歳、女性18～69歳で体重が50kg以上の人 ※65歳以上の人は、60～64歳の間に献血経験がある人

道路に異常な箇所を見つけたらすぐ連絡を

津北工事事務所

☎253-2272 📠253-2273

津南工事事務所

☎254-5351 📠255-5586

「道路に穴ぼこや陥没がある」「カーブミラーが破損している」など、道路の異常は交通事故の原因になります。安全で快適に道路を利用していただくため、異常な箇所を発見したときは、津市へ連絡してください。



募 集

骨盤ストレッチヨガ教室

海浜公園内管理事務所

☎225-3171 📠229-0189

と き 1月20日～3月30日の毎週月曜日①9時15分～10時15分 ②10時45分～11時45分(各全10回) ※2月24日を除く

ところ 海浜公園内管理棟会議室

定員 先着各12人

費用 4,000円(保険料を含む)

申し込み 直接窓口または電話で海浜公園内管理事務所へ

申込期間 1月7日(火)～14日(火)